

定 款

日本うつ病作業療法研究会

日本うつ病作業療法研究会 定款

第1章 総則

<名 称>

第1条 本会は日本うつ病作業療法研究会と称する。

<事務局>

第2条 本会は事務局を東京都三鷹市下連雀 5-4-1 杏林大学井之頭キャンパス内に置く。

<目 的>

第3条 本会は、うつ病治療における作業療法の効果を検証し、作業療法の普及および振興に努め、国民の健康と幸福に寄与することを目的とする。

<事 業>

第4条 本会は、下記の事業を行うものとする。

- (1) うつ病患者またはうつ病から回復する人および健康増進に関わる人の作業療法に従事する人材の育成等を行う。
- (2) うつ病の作業療法に関する調査研究を行う。
- (3) うつ病の作業療法に関する知識および技術の向上、情報の共有をする。
- (4) うつ病治療における作業療法に関する刊行物の作成を行う。
- (5) その他、第3条の目的を達成するための事業を行う。

第2章 会 員

<種 別>

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 本会の目的に賛同する者
- (2) 作業療法士の入会は日本作業療法士協会の会員である者
- (3) 他職種の医療従事者は、法定されている免許を有する者で、本会の目的に賛同する者

<入 会>

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を事務局に提出し、役員承認を受けなければならない。

<会 費>

第7条 会費は、年度事業の必要に応じて徴収を検討する。

2. 既納の拠出金品は、返還しない。

<退 会>

第8条 会員は、退会届を事務局に届け出て、役員会議の承認により、退会することができる。

2. 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。
 - (1) 死亡

(2) 法定されている免許を失ったとき

<除名>

第9条 会員が次の次号のいずれかに該当するときには、会長、副会長、理事の同意により、これを除名することができる。ただし、弁明する機会をあたえなければならない。

(1) 本会の名誉を傷付け、又は本会の目的に違反する行為があったとき

第3章 役員

<役員の種類及び員数>

第10条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、理事6名、事務局長1名、監事2名

<役員を選任>

第11条 会長、副会長、理事、事務局長、監事は、正会員の中から選任する。

<役員の仕事>

第12条 会長は、会務を総轄する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は代表が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序でその職務を代行する。

3. 事務局長は、本会の運営が円滑になされるよう対応する。

<役員任期>

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。

3. 役員辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

<役員解任>

第14条 役員は、次の各号のいずれかに該当するときには、会員の多数決により解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務にたえられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

第4章 会議

<種別>

第15条 会議は、役員会議とする。

<構成>

第16条 会長、副会長、理事、事務局長、監事の役員、および役員が推薦する会員またはその他の学識経験者をもって構成する。

<機能>

第17条 役員会議は以下の事項について議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の決定

- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項

<招 集>

第 18 条 会議は、役員が招集する。

第 5 章 資産および会計

<資 産>

第 19 条 本会の資産は次のとおりとする。

- (1) 事業に伴う収入
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

<会 計>

第 20 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わることを原則とするが、年度事業において収支がなければ以下は不要とする。

- 2. 事務局長は本会の運営、財産の状況を役員会議に報告する。
- 3. 本会の決算および予算は役員会議の承認を得るものとする。

第 6 章 定款の変更ならびに解散

<会則の変更>

第 21 条 本会則の変更は、役員会議の議を経て、同意を得た後に決定する。

<本会の解散>

第 22 条 本会の解散は、役員会議の議を経て、同意を得た後に決定する。

附 則

この規定は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この定款は令和 5 年 7 月 1 日から施行する。